

議第40号 呉市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準（平成21年国土交通省告示第209号）の一部改正（平成28年国土交通省告示第293号による改正）及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」といいます。）が平成28年4月に一部施行されることに伴い、所要の規定の整備をするものです。

2 主な改正の内容

(1) 長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準の一部改正に伴うもの

長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）に基づく長期優良住宅とするための長期優良住宅建築等計画の認定基準（以下「長期優良住宅認定基準」といいます。）には、新築住宅に係る基準のみが設けられ、既存住宅の増築・改築に係る基準は設けられていません。

長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準の一部改正により、長期優良住宅認定基準に既存住宅を増築し、又は改築して長期優良住宅とするための基準が新たに設けられたことに伴い、当該認定申請の審査に係る手数料の追加等を行うものです。

【参考】

- ・長期優良住宅建築等計画の認定制度

長期優良住宅建築等計画とは、構造く体の劣化対策、耐震性、維持管理・更新の容易性、可変性、バリアフリー性、省エネルギー性の性能を有し、かつ、良好な景観の形成に配慮した居住環境や一定の住戸面積を有する住宅の建築計画及び一定の維持保全計画をいいます。所管行政庁（建築主事を置く市町村の区域にあつては市町村長をいい、それ以外の市町村の区域においては都道府県知事をいいます。以下同じ。）から当該計画の認定を受けた住宅については、認定長期優良住宅建築等計画に基づき、建築及び維持保全を行うこととなります。

また、当該認定を受けた住宅は、住宅ローン減税、固定資産税等の税制上の優遇を受けることができます。

(2) 建築物省エネ法の一部施行に伴うもの

ア 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請に係る手数料の追加

省エネルギー水準の優れた建築物について、当該建築物が国の定める建築物のエネルギー消費性能基準を超える誘導基準等に適合している旨の認定（以下「建築物エネルギー消費性能向上計画の認定」といいます。）の制度が設けられたことに伴い、認定の審査に係る手数料を追加するものです。

建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた建築物は、建築物の省エネルギー性能向上のための設備について容積率の特例を受けることができます。

イ 建築物エネルギー消費性能向上計画の建築基準関係規定への適合審査に係る手数料の追加

建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請を行う者から、当該計画が建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかの判定の申出があった場合の審査に係る手数料を追加するものです。

ウ 建築物のエネルギー消費性能の認定申請に係る手数料の追加

所管行政庁が、建築物が建築物のエネルギー消費性能基準に適合している旨を認定する制度が設けられたことに伴い、当該建築物の所有者から認定申請があった場合の審査に係る手数料を追加するものです。

当該認定を受けた建築物は、広告等に認定を受けている旨の表示をすることができます。

3 手数料額

当該審査手数料の額については、国が示した当該認定審査に係る審査所要時間を基に、各市等における人件費等の状況を勘案して定めることとなっています。

4 施行期日

平成28年4月1日

5 広島県内の他市の状況

広島県及び建築主事を置く県内の他市においても、今年度中に条例改正を行う予定です。